

長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、長崎県の特徴を活かしたグリーン・ツーリズムを推進するため、地域活動の主体となる実践者と市町村を始めとする各支援者が研鑽を深め、相互の連携を図りながら、多様な農林漁業体験等や地域の情報発信を行うことにより、農山漁村地域の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(構成)

第3条 協議会の会員は、第1条の目的に賛同する次の機関、団体、個人等とする。

(1) 特別会員

長崎県

(2) 一般会員

A 会員(支援者)

長崎県農業会議

県内市町

農林漁業関係団体 など

B 会員(実践者)

グリーン・ツーリズム実践者組織

県内農林漁業体験宿泊施設経営者等

(3) 賛助会員

長崎県市長会

長崎県町村会

長崎県観光連盟

長崎県生活協同組合連合会

その他本会に協力頂く県内外公的機関、団体及び学識経験者等

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) グリーン・ツーリズムの実践者への支援活動

(2) 実践者・支援者の人材育成と連携促進

(3) 広報活動

(4) 農泊実施地域の選定

(5) その他目的を達成するための事業

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、長崎県農山村振興課長の職にある者、副会長は、長崎県農業協同組合中央会農業振興部長の職にある者をもってあてる。

2 監事は、総会において選出された職の者をもってあてる。

(役員の任期)

第7条 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充によって就任した監事の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会務を監査し、その結果を総会に報告する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、会長が任命する。

3 幹事は、幹事会を構成し、会長の命を受け、会務を円滑に進めるために必要な事項等について協議する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、農林部農山村振興課内に置く。

2 事務局に次の職員を置く。

- 事務局長 1名
- 事務局員 若干名

3 事務局長は、農山村振興課地域振興班長の職にある者をもってあて、事務局員は農山村振興課の関係職員をもってあてる。

4 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。

(会議)

第11条 会長は、毎年度1回通常総会を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会の議長は、会長がつとめるものとする。

4 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。以下同じ。)をもって成立し、総会の

議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議長は、総会の議事について議事録を作成するものとし、議事録には議長及び議事録署名人2名以上が署名するものとする。

(総会の議決事項)

第12条 次にあげる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 負担金及び徴収方法
- (6) 解散
- (7) その他必要な事項

(経費及び負担金等)

第13条 協議会の経費は、負担金、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 一般会員については、次のとおり会費を納入するものとする。

- (1) A会員(支援者) 年額5万円
- (2) B会員(実践者)
 - 団体 年額5千円
 - 個人 年額3千円

3 特別会員及び賛助会員については、会費を徴収しない。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 平成8年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成9年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成8年10月14日から施行する。
- 3 この規約は、平成9年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成12年6月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成13年6月11日から施行する。
- 6 この規約は、平成16年7月9日から施行する。
- 7 この規約は、平成17年7月11日から施行する。
- 8 この規約は、平成18年7月25日から施行する。
- 9 この規約は、平成25年5月15日から施行する。
- 10 この規約は、令和3年5月31日から施行する。